

## 人材紹介基本契約書より抜粋

### 第5条（丙の責めに帰すべき事由による退職に対する紹介手数料の返還）

乙が紹介した丙が、事故等による死亡退職や入社後に発症した病気を原因とする退職等を除いた専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、乙が受領した紹介手数料を下記の通り、乙は甲に一部返還するものとする。払い戻し方法は紹介手数料の支払と同様に、原則月末締め翌月末支払いとする。ただし、退職後6ヶ月以内に甲が再雇用した場合は、雇用が継続していたとみなし、甲が返還を受けていた場合は返還額相当額を乙に対して直ちに支払わなければならない。尚、甲の継続依頼があれば、乙は引き続き誠意を持って別の人材の紹介を行うものとする。但し、この別の人材の契約は新たな契約であり、退職した人材の契約を引き継ぐものではないものとする。

勤務開始日から1箇月未満で終了したとき： 紹介手数料（税抜）の70% 払い戻し  
勤務開始日から2箇月未満で終了したとき： 紹介手数料（税抜）の50% 払い戻し  
勤務開始日から3箇月未満で終了したとき： 紹介手数料（税抜）の30% 払い戻し

ヤマタホールディングス株式会社 とっとり転職の相談窓口

有料職業紹介許可番号（31-ユ-300048）